

ハラスメント項目	日時(平成年月日)	被告被告田中からハラスメントを受けた際の状況の概要		場所	出席者	被告田中によるハラスメントの内容ないし評価
		事項	概要			
1	16. 07. 30	人文学部長の職務引き継ぎ	原告村中人文学部長の次期副学長就任に伴い、被告田中重博新学部長に学部懸案事項の引き継ぎを行った。	学部長室	原告村中学部長／被告田中次期学部長／原告館山評議員	〔ハラスメントの内容〕 当時茨城大学人文学部学部長であった原告村中知子(以下、原告村中)は同大学の副学長に就任が決まり、任期満了で同学部長を退任することになった。これに伴い新たに人文学部長に選出された被告田中重博(以下、被告田中)との間で同学部長の職務に関し引継ぎ事項(在外研究候補者選出問題、土平教員研究室移動問題など)を被告田中と協議しているさなかに、被告田中が突然逆上し、すごい形相で原告村中にくっつくかかった。すなわち被告田中は、在外研究候補者選出問題に関しては、「おれに仕事を押しつけやがって」「現学部長の仕事だろ。責任を放棄しやがって」等の発言をし、在外研究者選考については「情報を出さなかったことを教授会にばらしてやる。」などと原告村中を怒鳴りつけて威嚇し、土平研究室移動問題に関しては、原告村中が「事務方も困っているので、処理をしてほしい。」と頼んだところ、被告田中は「事務方は関係ない」「何でおれがそんな処理をしないといけないんだ」「仕事を押しつけるな。謝れ。」と大声で原告村中を繰り返し怒鳴りまくった。 〔上記に関する背景事情〕 1. 上記の「在外研究候補者選出問題」とは、文部科学省(以下、文科省)が国立大学に推薦枠を与えていた在外研究に関して、従来茨城大学では学部に推薦人数を割り当て、人文学部は応募回数によって推薦者を決定するという方式をとっていたが、この年から大学が重点取り組みテーマを設定し、教育と研究を連動させて適任者を推薦し、それを文科省が審査するという新方式に変更された問題である。当時人文学部長であった原告村中は7月7日の臨時教授会において、新しい在外研究に関し「平成16年度海外先進教育研究実践支援プログラム公募要領」を配布して応募者を募ったところ、人文学部では6名の応募者があり、その6名全員を学長に推薦した(実務的には中長期計画委員会が各学部の推薦者の中から大学推薦者選定作業を行い、学長が選定を承認するという手続きになる)。ところが、中長期計画委員会ではこの選定をおこなうことができず、結局、人文学部に対し6名の学部推薦者を2名に絞り込むよう依頼してきた。その事情を原告村中は7月21日の教授会で報告し、かつ教授会で候補書2名を選定する時間の余裕がないことから人文学部としての推薦を教員評価部会(学部長及び副学部長2名の3名で構成される機関)に任せることについて教授会の承認を得た。これは原告村中の人文学部学部長の任期中最後の教授会であり、原告村中が同学部長を退任したあとに予定されていた9月の教授会において新学部長となる被告田中がこの2名の選出理由を説明する必要があったことから、前もって原告村中は被告田中にその説明案の作成を依頼し、被告田中はそれを了承していた。ところが、被告田中が準備してきた教授会への説明案は学科ローテーションや従来の応募回数に基づいた説明であったので、原告村中が「今回は業績とか若手優先とかの筋が通る説明にしないと新方式の趣旨に合致しない。」と被告田中に指摘したところ、上記の被告田中発言となったものである。被告田中の主張する「原告村中が教授会に情報を隠した」という事実もない。 2. 「土平研究室移動問題」とは、学部長であった原告村中も人文学部事務方も知らないうちに人文学部の土平教員が勝手に休職中の教員研究室に移動していた問題で、人文学部ではその事実が判明したばかりであった。この問題の処理についても原告村中は、被告田中に事後処理を頼み、被告田中は了承していた。ところが、被告田中はこの問題についても突然難色を示したので、原告村中が「事務方も困っているので、処理をしてほしい。」と再度頼んだところ、被告田中は「事務方は関係ない」「何でおれがそんな処理をしないといけないんだ」「仕事を押しつけるな。謝れ。」と大声で原告村中を怒鳴りつけたものである。 〔田中の行為に対する法的評価について〕 上記会議は40分ほど続いたが、被告田中の態度は初めこそ普通であったが、上記発言以後は、原告村中が何か発言する度に突っかかり、敵対的態度に終始した。被告田中の態度は話し合いというものではなく、原告村中の説明を無視して罵声を浴びせ続けたものであった。原告村中には被告田中からこのような扱いを受けなければならない理由は全くない。被告田中の上記発言は、原告村中を不当に威嚇ないし威圧し原告村中に精神的な苦痛を与えるものであり、ハラスメントであることは論を俟たない。
2	17. 02. 10	留学生センター長の選任人事	留学生センター管理委員会において、留学生センター長相澤氏の後任に関する人事を検討した。	本部会議室	留学生センター管理委員会委員(原告村中委員長／5学部長／曾我大教センター長)、他事務方(4-5名)計約12名	〔ハラスメントの内容〕 教育担当副学長に就任した原告村中が、留学生センター管理委員会の委員長(教育担当副学長が兼務)として、相澤留学生センター長の任期満了に伴い、留学生センター規則にしたがって、「前回は人文学部に推薦をお願いしたが、今回は法人化に鑑み、本学の留学生センターの重要性を考慮して、学長からの推薦により決定したい」旨の提案をおこなったところ、被告田中はセンター長選任人事は人文学部の人事であるとの規則上の根拠もなく、「人文学部人事に不当に介入した。謝罪を要求する。謝罪しなさい。」と立ち上がり原告村中を指さして、大声で原告村中に対して謝罪を強要した。その強要はおよそ20分間以上にわたったが、その間、白石工学部長が被告田中に対して「個人攻撃はやめてください」と発言しても被告田中は原告村中に対する事実に対する反する糾弾を止めなかった。さらに被告田中は「副学長はおろか学長でさえ人文学部の人事に口を挟むことはできない」と断言した。これに対し、曾我大学教育センター長は、「これは人文学部の人事ではなく、全学的センターの長は全学から適任者を選ぶべき」との意見を述べたが、被告田中は「あんたは関係ない」とけんか腰で怒鳴った。同曾我は原告村中に「田中のこういう発言を許すのか。この会議は閉じてもらいたい。」との意見を述べた。このような有様で、管理委員会会議は著しく混乱を来たし、次回に持ち越さざるを得なくなった。被告田中は、相澤留学生センター長を呼んで人文学部の人事に介入した事実を証言させるとまでいきりたち、原告村中に対して再三に亘って「謝れ」を連呼し、執拗に謝罪を強要ものである。

2(続き)						〔留学生センター長の選任手続きと田中の行為に対する法的評価について〕 1.原告村中は菊池学長と相談して留学生センター管理規則にしたがって管理委員会に推薦方法を諮って決めようとしたのであり、被告田中の言う人文学部の人事に介入したという事実はない。留学生センター長の選任人事は、現行の留学生センター規則7条においては、茨城大学留学生センター管理委員会の議に基づき、学長が行うことになっている。被告田中はこれまでの留学生センター長の人事手続を知らないにも拘わらず、同センター長の選任人事は人文学部長の権限事項であると規則にもない主張をしたのである。前回の同センター長人事に学部長として関わったのは原告村中であり、被告田中は同センター長人事をこれまでまったく経験していない。それにも拘わらず、人文学部人事であると強弁したのである。 2.このような場合、留学生センター長の選任に関する規則を確認すればこのような混乱は容易に回避することができるし、通常人であれば、原告村中に対して謝罪を要求する前にその確認をするはずであるが、被告田中は、事前にも、また、原告村中らの指摘があった後も通常人がとるべき確認手続きをせず、学部長の地位を濫用して、原告村中に対して不当な謝罪を執拗に強要したものである。また、人文学部人事に介入した事実がないにも拘わらず、原告村中はこれに介入したという虚偽事実を公然と摘示して原告村中を非難しているので、名誉毀損にも該当する。
3	18. 03. 31	被告田中が被申立人とされたハラスメント事件	藤井文男教授が被告田中からハラスメントを受けたとして被告田中をハラスメント対策委員会に訴えた事件について、同委員会委員長であった原告村中に対して、不当な要求をした。	村中副学長室	村中副学長(ハラスメント対策委員長兼務)／被告田中学部長／大畠人文学科長／入学課職員(計4名)	〔ハラスメントの内容〕原告村中副学長はハラスメント対策委員長を兼務をしていたが、被告田中を被申立人とするハラスメント苦情申立事件(申立人藤井文男教授)が発生した。ハラスメント対策委員会は同苦情申立事件につきハラスメント調査委員会(以下、調査委員会)を設置し、その調査を依頼した。しかし、その調査が不十分であったため、ハラスメント対策委員会の議を経て、外部専門家としての弁護士を加え、新たに調査委員会を発足させ、継続調査を依頼した。そうしたところ、被告および大畠人文学科長は、予約もなく突然副学長室に原告村中を訪ね来室した。来室時原告村中は入学課職員と打ち合わせをしていたが、被告田中は副学長室に入るといきなりハラスメント対策委員会が上記のように継続調査を命じたことについて、原告村中に対して「承認出来ない。調査報告書を大畠と田中に見せる。」などと入学課職員の前で突然原告村中を非難し、抗議文書を原告村中に手渡した。そのため、原告村中はやむなく同職員との打ち合わせを中断し、同職員は席を外した。原告村中は上記経緯とともに、調査報告書は被申立人や部外者には開示することはできない旨を被告田中に説明したが、被告田中らは、なかなか退室せず、そのやりとりはおよそ20分にも及んだ。被告田中は前記抗議文書において「調査報告書を当事者である私と大畠学科長に一部ずついただきたい。もしくはすみやかに閲覧させていただきたい」と原告村中に対し、調査報告書の開示を強要した。 〔調査委員会の調査結果の開示義務の有無と被告田中の行為に対する法的評価について〕 1.まず、調査委員会による調査結果および内容を対策委員会が被申立人である被告田中に対して報告すべき義務はない。ハラスメント防止ガイドラインには当事者に対する報告義務の記載はない。むしろ、ハラスメント防止ガイドラインは申立人及び関係者のプライバシーに配慮することを要請しており、対策委員会委員、調査委員会委員には守秘義務があると解される。同義務に違反して調査報告書を被申立人に開示することは許されない。また、対策委員会の公平性、中立性の要請からも一方当事者にだけこのような情報を開示することはできない。まして調査委員会による調査が完了しておらず、調査途中のものを開示することはありえない。さらに大畠学科長のような当事者以外の部外者に開示すれば、かえって守秘義務違反となり、関係者の人権を侵害しかねない事態になるおそれがあるため、開示はできない。 2.つぎに、調査委員会による調査が不十分であると判断される場合には、同対策委員会は調査員会に調査の継続を依頼することができ、かつ、その調査は事件の複雑性・隠蔽性などの理由によって3ヶ月で調査が完了できなくてもやむを得ないケースもある。 3.被告田中による原告村中に対する同調査結果の開示要求は、明らかに学部長の権力を濫用した対策委員会の公平性、中立性を損なう不当な要求であり、かつ原告村中に対して守秘義務違反行為を強要するものであって、権力濫用型のハラスメント行為に相当する。
4	18. 04. 18	被告田中が被申立人とされたハラスメント事件	同上	村中副学長室	被告田中／人文学部柴崎学務部長	〔ハラスメントの内容〕被告田中は再び予約なく来室したが、原告村中は不在であったため、代わりに柴崎学務部長が田中の2回目の抗議文書を受け取った。同抗議文書は、大畠学科長との連名になっており、以下の記述がある。まず、「前回の抗議文を出したのに2週間以上経過しても返事がないので、誠意を欠きハラスメント対策委員長としての責任が果たされていない。」ついで、「前回要請した調査委員会の調査報告書の閲覧が拒否されたことにより、当然保障されるべきであるはずの当事者の知る権利が拒否されている、藤井教授のきわめて不当な訴えによって、田中はいわば『加害者』として取り扱われており、いわば『無実の冤罪』による人権侵害を受けている、自分たちの名誉と人権を守るために一連の経過を公表して全学的に議論する必要がある。」等々である。さらに、「継続調査になったのは、いつの対策委員会でどのような審議内容を経て、どのような票決結果によるものか具体的に書面で答える」よう要求している。この書面において、被告田中は訴外大畠を参加させる形で、いわば数を頼んで原告村中に対して圧力をかけたものである。 〔田中の行為に対する法的評価について〕 同上(第3項の法的評価欄)のとおりであるが、極秘事項である対策委員会での審議内容や票決結果についての開示をも強要している点で、その行為態様は執拗であり、かつ悪質化の度合いがエスカレートしている。

5	18. 04. 26	被告田中が被申立人とされたハラスメント事件	被告田中は原告村中に対して、再三に亘って、執拗な強要をした。	留学生センターの開講式において	村中副学長／5 学部長／留学生センター長／同センター教員／同センター職員／留学生・大学院生(計約30名)	〔ハラスメントの内容〕 留学生センターの開講式において、原告村中と被告田中が隣り合わせに来賓席に座っていたが、そのとき被告田中は場所柄を弁えず、原告村中に対して「なぜ自分の文書に返事をよこさないのか、なぜハラスメント対策委員会はそもそも事情がよくわかっていながら、あのような不当な申立を取り上げたのか。調査報告書をみせろ。事情がよくわかっているの官僚的に処理するな。」などと発言し3度目の守秘義務違反等の行為を強要した。 〔田中の行為に対する法的評価について〕 原告村中は被告田中に開示できないことを適切に説明しているにも拘わらず、被告田中はこれを受け容れず、場所柄も弁えずに原告村中に対して守秘義務違反や対策委員会の公平性、中立性を著しく損なう不当な行為をするよう強要したものであり、明らかに学部長の権威を濫用したハラスメントである。
5(続き)						
第6 項のハラスメントの前提事実として、訴外渡邊邦夫による原告村中に対する名誉毀損事件が発生し、その後、以下の経過を辿った。						
前提1	18. 05. 11	第6項の前提事実1	総合英語履修のクラス分けの方法	全学教務委員会	全学教務委員会委員(菊池学長／副学長2名(内1人が原告村中)／5学部長(内1人が被告田中)／5学部教務委員長／大学教育センター長阿久津／同副センター長森野／留学生センター長他)その他事務方(計およそ20名)	全学教務委員会は、茨城大学全学部（5学部）に共通する教務問題を管轄する(茨城大学教務委員会規則第1条及び第2条)。同委員会において、全学共通の教養科目である「総合英語」に関わる、平成18年度入学生に係る「総合英語履修のクラス分けの方法」の問題が報告された。「総合英語履修のクラス分けの方法」の問題とは次の1ないし3記載の問題である。1．本来、総合英語の履修に関してはブレイスメントテスト（振り分けテスト）でレベル1ないしレベル5（1が最も低く5が最も高い）の各授業に振り分けてレベル授業を実施する。英語に関する卒業要件は4単位履修及びレベル3以上の修了となっている。後期で実用英語(EAP)を履修できるのは前期レベル授業でレベル3を履修した者だけということになっており、実用英語（EAP授業）は必然的に後期開講となっていた。2．ところが平成18年度だけは前期に7本もの実用英語(EAP)の授業が開講された。3．その結果として、1年生前期に受講が義務づけられているレベル授業を受講できない学生が多数出てしまうという問題が発生した。このことからその原因究明と対応が急務となった。以上の経緯から全学教務委員会の席上、菊池学長(全学教務委員長兼務)から「問題となっている現状を把握し、問題点を十分捉えた上で、その対応策を報告してほしい」旨の発言があり、次回の全学教務委員会でそれが報告されることになった。原告村中は、教育担当副学長としてまた全学教務委員会副委員長として、同問題に対して職責上の責任を負っていた。
前提2	18. 06. 07	第6項の前提事実2	総合英語履修のクラス分けの方法	原告村中の副学長室	原告村中／森野大教センター副センター長	上記問題につき、原告村中は教育担当副学長として大学教育センター(以下、大教センター)の森野副センター長から同センターの英語専門部会が作成した報告書案の内容に関して説明を受けた。同報告書案は、直接的要因1項として「ブレイスメント・テスト得点分布とクラス編成」に関する問題を、同2項に「総合英語のEAPが前期に開講されたこと」という構成となっていた。原告村中は学生の一部が前期にレベル授業を受講できなくなったのは、総合英語のEAPが本来なら後期の開講であるにもかかわらず、前期に開講されたことに起因すると考え、そのことが報告書の記載自体からよく理解できるように、①報告書に記載されている直接的要因1項と同2項を入れ替える、②総合英語の仕組みがわかる資料を添付することの2点を助言した。同センターは、同センターの判断としてこの原告村中の助言を検討の上承認し、報告書における記載順を入れ替え、「平成18年度実施計画の問題」を直接的要因1項として記載し、正式な報告書とした。
前提3	18. 06. 14	第6項の前提事実3	総合英語履修のクラス分けの方法			人文学部評議員の渡邊邦夫(以下、渡邊)が、小林邦彦英語専門部会長(大教センター内の専門部会)から聞き及んだとして、「村中副学長が上記報告書において①直接的要因の1項と2項の順番をかえてはどうかという示唆があった」という内容のメールを菊池学長および5学部長に配信した。当事者である原告村中への配信はなかった。同メール文には、「報告文書の制作過程で風変わりなことが起こった。」「学生側の学力分布のいわば『自然的事情』という分析からEAP担当者の人数の多さと担当者固有の利害により総合英語の責任者が動いたいわば『人災』めいた分析へと、明らかな意味の変換が行われているように思えた。」「些事に介入すべきではない村中副学長が、大教センターが独自にまとめるべき文書の体裁に意見を差し挟むことは理解しがたく、独立性を保つセンターの責任者である森野副センター長が村中の提言を取り次いで報告書における記載の順番が入れ替わったことはやや異例のことであった。」(要旨)として、村中・森野および大教センター阿久津センター長の関与と判断を確認する必要があると自らの意見を述べて、問題提起した。以下、「入れ替え問題」という。

前提3(続き)						〔上記渡邊の発言に対する法的評価について〕 大教センターは自らの判断と責任において原告村中の前記助言を受け容れて、かつ原告村中は教育担当副学長としてその報告書の作成および内容につき責任を負っていたので、上記助言は村中の職務の範囲内にあった。そのため、手続的にも職務権限上もまったく適切になされたものであり、何ら、渡邊が指摘するような問題は含まれていないことは明らかであった。また、渡邊は教務委員会委員でもなく、また大学教育センター委員でもないので、当該報告書の作成とその内容に関して正当に判断できる職責にはないうえに、渡邊の得た情報それ自体は伝聞に基づく不十分な情報であったことから、十分な情報を得て慎重に確認すれば事実を誤認していることに気づき得たところ、渡邊はその確認義務を怠り、無責任な発言をメール発信したことによって問題を不用意に大きくし、結果として、以下のように学内に混乱を招いたのである。
前提4	18. 06. 15	第6項の前提事実4	入れ替え問題	全学教務委員会	全学教務委員会委員(菊池学長／副学長2名／5学部長／5学部教務委員長／大学教育センター長阿久津／同副センター長森野／留学生センター長など)、他事務方(計およそ20名)	渡邊による前記メール配信によって、全学教務委員会において前記報告書の内容検討に付随して、「入れ替え問題」がやむなく議論されることになった。というのも、渡邊のメールの宛先が教務委員会委員長(学長)になっていたからである。菊池学長から渡邊メールを見せられた原告村中は、同学長と相談して教務委員会の場で説明することにした。原告村中が上記の入れ替えの経緯を資料に基づき説明し、阿久津大教センター長からは「村中副学長の提言を検討して、助言を受け入れた。小林専門部会長も納得している。」との説明がなされた。菊池学長からも「入れ替えた方が理解しやすい。」との発言がなされた。この会議の席上、被告田中は原告村中の説明に対し、渡邊先生の質問に答えていないなどと発言し、委員でもない渡邊のメールを公式会議で取り上げるよう要請し、その内容があたかも正当であるかのような発言をした。 〔入れ替え問題に関する法的評価について〕 大教センターは自らの判断で村中の助言を承認しており、かつ教育担当副学長にはその報告書の作成および内容につき責任を負っており、上記提言は副学長村中の職務範囲内にあった。そのため、手続的にも村中の職務権限上もまったく適切になされたものであり、何ら、指摘されるような問題は含まれていないことは明らかであった。阿久津大教センター長からも「村中副学長の助言を検討して、助言を受け入れた。専門部会長も納得している。」との説明がなされ、菊池委員長からも「入れ替えた方が理解しやすい。」との発言がなされたので、この時点において、入れ替え問題は解決済みとなった。
前提5	18. 07. 19	第6項の前提事実5	入れ替え問題／録音テープ開示依頼問題	人文学部教育会議	人文学部教育会議メンバー(計81名)	総合英語の入れ替え問題は全学教務委員会で決着したにも拘わらず、人文学部教育会議(以下、教育会議)において、渡邊は、「小泉首相のような強大な権力をもっている村中副学長が報告書を書き替えさせた、介入した。」と事実と異なる発言をし、解決済みの問題を蒸し返した(以下、渡邊発言ということがある)。同会議には人文学部教育会議メンバー(計81名)が出席していた。その発言内容は、原告村中が報告書を書き替えさせた事実はないにも拘わらず、権力をもって書き替えさせたという虚偽の事実であり、原告村中の社会的名誉を公然と毀損するものであった。この日の夕方、同会議に出席していなかった原告村中は、渡邊の上記発言に関して直接確認する必要があると考えて、人文学部の事務方に対し「実際にどういうことが言われたのか知りたいので、テープを聴かせて欲しい。」と電話で依頼した。以下、「録音テープ開示依頼問題」という。 〔上記渡邊の発言と人文学部教育会議の所管事項の権限関係について〕 1. そもそも、「総合英語」は人文学部のみの問題ではなく、全5学部に共通する教養教育カリキュラムの問題であり、そのカリキュラムの是非の検討は人文学部教育会議(以下、教育会議)の所管事項ではなく、大学教育センターの所管事項であり、教養教育に係る方針や実施案等はすべて全学教務委員会で議論され承認される。 2. 教育会議において全学教務委員会報告事項の資料として渡邊の前記メールが含まれていたことから、渡邊はこの資料に関して前述した発言(渡邊発言)をしたのであるが、会議体構成員に自由な発言の機会を保障すべきであるとしても、渡邊の原告村中の名誉を毀損する虚偽の発言は、教育会議における構成員による発言の自由保障の埒外にあることは明らかである。よって、渡邊発言は、原告村中に対する違法な名誉毀損行為となる。 〔原告村中が前記会議における渡邊の発言内容を録音したテープの開示を職員に依頼した行為についての評価〕 前述のとおり、会議体構成員の自由な発言が保障されるべきは当然であるが、その自由は他人の名誉を毀損する根拠のない虚偽内容の発言には及ばないことも当然である。したがって、録音テープに録取された発言者の発言のうち渡邊によりなされた発言部分のみを録音の再生の方法によって原告村中に開示し、同人の発言が原告村中の名誉を毀損する発言であったかどうかを含めその発言内容の詳細を確認しても、上記の発言の自由を侵害することにはならないし、録音テープを管理する学部の自治を侵害することにもならない。人文学部職員によって採取された録音テープの証拠としての価値は揺るぎないものであり、その会議に参加していた出席者の証言よりもはるかに確実な証拠方法であるうえ、原告村中は職員に対して録音テープの再生を強制したりするなどの違法な手段を用いて依頼したこともない。よって、以上の点を考慮すれば、原告村中による上記の依頼行為は違法でないことは明らかである。

前提6	18. 07. 31	第6項の前提事実6	入れ替え問題／録音テープ開示依頼問題	田中による質問状		上記録音テープ開示依頼問題に関し、被告田中は菊池学長と原告村中に対して質問状を送付した。質問状には原告村中に対する質問として「1. 教育会議の構成員でない村中がなぜそのようなことをされたのか、①理由、②目的、③意図についてお答え下さい。2. 大学の自治、学部の自治および学部の民主的な意思決定手続きとの関係で今回の行為はどのようにお考えですか。3. 教育会議構成員の言論の自由（への脅威または威嚇）との関係で、今回の行為をどのようにお考えですか。4. 副学長には今回の行為を行う権限があるのでしょうか。5. 副学長として、どうしても録音テープで確認する必要があると判断されたのであれば、なぜ、その判断の根拠を示し、教育会議主催者である学部長(田中)にテープの提出を要請されなかったのでしょうか。」と記載されている。
						〔上記被告田中の質問に対する原告村中の立場〕1. 原告村中は、渡邊による「副学長の権限を濫用して介入した」という発言内容が実際になされたのならば、その発言は相当な根拠に基づかない虚偽の内容であり、原告村中個人に対する名誉権侵害になりかねないと考え、渡邊の発言内容の詳細を確認するために録音テープの再生を依頼したものである。学部の自治ないし教育会議における発言の自由は、もとより保障されるべきものであるが、無制限なものではなく、個人の社会的名誉を毀損する相当な根拠のない虚偽内容の発言が、学部の自治ないし発言の自由の名の下で放任されるべきではないことは論を俟たない。その立場に立って、原告村中は上記発言内容を確認するには録音テープを聴くことが最適な方法であると考え、前記の依頼を行ったものであり、違法性のないことは勿論、不適切な行動であったとも言えない。しかし、被告田中は違法でもない原告村中の依頼をことさらに重大視し、原告村中への攻撃の材料に利用したのである。2. 被告田中は学部の自治を主張するが、そもそも学部の自治なるものが認められるかどうかの問題である。3. 仮に学部の自治というものがあると認められたにしても、原告村中がその録音テープの再生を学部長にではなく職員に対して求めたことについても、学部の自治とは無関係である。すなわち、当該職員は自らの判断で原告村中に開示すべきであるかどうかを判断できる立場にあるので、原告村中が当該職員に対して違法な手段を用いない限り、学部の自治を侵害したことにはならないである。
前提7	18. 08. 01	第6項の前提事実7	入れ替え問題／録音テープ開示依頼問題			原告村中は渡邊が前記メールを送信した相手である 5 学部長に親展文書を送付した。原告村中はこの文書において、渡邊の発言は村中個人に関する公の場での発言であるので、その発言内容を正確に知るべきと思い、テープによる確認を要請したことを説明している。
前提8	18. 08. 10	第6項の前提事実8	〃			前記被告田中の質問状につき、菊池学長から被告田中宛てに返書された。
前提9	18. 08. 12	第6項の前提事実9	〃			これらに対して、被告田中は菊池学長および原告村中へ再質問をした。この質問状のなかで、被告田中は原告村中が録音テープの開示を依頼したことは、人文学部教育会議の構成員の発言をすべてチェックし、検閲し、言論の自由への脅威・威嚇となること、前記の原告村中の回答は副学長としての見識と資質を疑わせしめるようなものと述べている。
前提10	18. 09. 19	第6項の前提事実10	〃			原告村中は被告田中に対して、録音テープの開示を求める催告書を代理人弁護士名で発送した。以下、「催告書問題」という。これが 7 項(18. 09. 21)、 8 項(18. 11. 15)の被告田中の行動へと繋がった。
6	18. 09. 20	録音テープ 開示要請問題	教育会議において原告村中に対する渡邊による名誉毀損発言の有無及び内容を確認するために原告村中が同会議の録音テープの提出を人文学部職員に依頼した件を取り上げて、被告田中は、その経過を教育会議において説明した。	人文学部教育会議	人文学部教育会議メンバー（計68名）	〔ハラスメントの内容〕 人文学部教育会議において被告田中は「報告事項」という形を悪用して、「録音テープ開示問題」について被告田中自らが用意した資料を配布し、逐次これを読み上げ、「村中副学長がテープを要求することによって学部構成員の自由な発言を検閲し、言論の自由に脅威・威嚇を与える。」と発言し、40分以上もの時間を費して一方的に原告村中の副学長としての資質や人間性を問題視し、原告村中を非難した。
						〔教育会議の所管事項と被告田中の行為についての法的評価について〕 1. 「茨城大学人文学部教育会議規則」によれば、この教育会議の審議事項は、(1)教育課程の編成に関する事項、(2)学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項である。つまり、被告田中はこの教育会議における本来の審議事項ではない「報告事項」という形を利用して、村中を個人攻撃するために教育会議の場を悪用したのである。 2. また、教育会議構成員に対して自由な発言の機会を保障すべきであっても、根拠のない虚偽の事実を摘示して他人の名誉を毀損するような構成員の発言にはその保障は及ばない。そのため、教育会議を主催すべき人文学部長被告田中(議長兼務)は教育会議における渡邊の前記発言内容が根拠のある確実な情報に基づく発言であったのか、原告村中の名誉を毀損する内容であったかどうかを慎重に確認すべきであった。このことは、まず人文学部として行うべき先決問題である。その先決問題がそれ以降の各人の行動を適切に評価する大前提となるからである。それにも拘わらず、被告田中は「学部の自治への不当介入」「発言の自由に対する脅威」に借口して、この先決問題に対してなすべき事実調査・確認を背後に押しやって放置しただけのことであり、その口実には何らの正当性もない。要するに、被告田中はなぜ原告村中が録音テープの開示を要請しているかその本質的な問題を問うことなく、これを無視して「村中副学長がテープを要求することは学部構成員の自由な発言を検閲し、言論の自由に脅威・威嚇を与える。」などとして、これを学部自治への介入という枠組みで捉え、そして「学部の自治への不当介入」「発言の自由に対する脅威」という名の下に教育会議の議長という地位を濫用して教育会議を利用して、原告村中に対して個人攻撃をしたのである。明らかに、原告村中に対する執拗なハラスメントに相当する。 3. さらに、出席者が68名にも及ぶ教育会議において、「原告村中が人文学部の自治に介入した」などという虚偽の事実を公然と摘示したことは、原告村中の社会的名誉を毀損する行為でもある。

7	18. 09. 21	録音テープ 開示 要請問題／催 告書問題	被告田中は、録音テープ 提出要請とその後原告村 中が開示を要請した「催 告書」を学長や被告田中 に送付した問題につい て、原告村中への非難を 繰り返した。	学部長懇談 会	菊池学長／ 村中副学長／ 被告田中人文 学部長／田代 教育学部長／ 坂田理学部長 ／白石工学部 長／松田農学 部長(計7名)	〔ハラスメントの内容〕 上記前提10のとおり原告村中が被告田中及び茨城大学に催告書を送付したことから、被告田中は、教育会議を悪用して原告村中を誹謗中傷したただけでは飽き足らず、学部長懇談会においても、原告村中に対して、次のような非難を加え、謝罪を強要した。被告田中は、原告村中が上記催告書を送付したことは「非常識である。」「副学長の資質が疑われる。」「大学自体の名誉がかかっている。」「大学の存亡がかかっている。スキャンダルだ。」「副学長つづけられるんですか。副学長の役割が勤まると思ってるんですか。そんな非常識なこと。」「素直に陳謝してくれば、一件落着になったんですよ。」「副学長おやめになって。人間だったら。副学長で居続けてそんなこと言えませんよ。」「非常に自分勝手ですよ。」と原告村中を侮辱し、かつ原告村中の名誉を毀損する発言を繰り返し、原告村中に対して被告田中への謝罪と副学長を自ら辞任すべきことを強要したのである。さらにこの会議においては、被告田中は原告村中に謝罪させるために、原告村中が「これは話し合いではなく強要なので、退席したい」と申し出ても、これを受け入れず、「問題をすり替えるな。」「話し合いには応じよ。」と話し合いを強要し、また菊池学長が懇談会の終了時間を限ろうとしても被告田中は耳を貸さず、1時間30分にも亘って「話し合いという名の強要」を続けたのである。 〔学部長懇談会の性格と被告田中の行為についての法的評価について〕 1. 学部長懇談会は各学部長らとの懇親を目的とした非公式な任意の会合であり、出席は義務付けられていない。当然に議事録もない。 2. 同日の懇談会は被告田中の強い要請によって開催され、かつ被告田中の開催目的は、催告書を送付した原告村中に対して謝罪を強要し、催告書の取り下げを強要することにあった。被告田中は非公式な懇談会を悪用して、原告村中の自由な退出をも妨げようと、1時間30分もの時間をかけて原告村中を個人攻撃し、つるし上げたものであり、人文学部長の権力を濫用して執拗なハラスメントを行い、かつ原告村中の名誉を毀損する行為を行ったものである。
8	18. 11. 15	録音テープ 開示 要請問題／催 告書問題	被告田中が長時間にわたって「催告書」問題の経過を説明し、その中で原告村中に対する不当な攻撃を加えた。	人文学部教育 会議	人文学部教育 会議メンバー (計80名)	〔ハラスメントの内容〕 被告田中は9月の教育会議(第6項)に引き続き、この教育会議においてふたたび「録音テープ開示依頼問題」と「催告書問題」を取り上げ、平成18年9月以降の経緯を説明するとともに、「催告書」をも逐一読み上げ、以下の発言をした。この被告田中発言は配布資料にも記載されているので、そこでも確認できる。①「(催告書は) 大学及び学部の自治を積極的に位置づける視点を欠落させた認識である。」、②「(原告村中の行為は) 学部自治の否定と学部教授会・教育会議における自由な言論を通じての意思決定の抑圧に通じる危険性をはらんでいる。」、③「(村中の行為は) 大学内部で解決すべき問題を『社会化』し、大学の自主性と主体性を損ない、秩序を乱すことにつながる。」、④「(村中の行為は) 大学及び学部の自治を破壊する危険を冒している。」「⑤(村中の行為は) 副学長として行っではならない逸脱行為であるだけではなく、今後の大学当局と学部自治との関係について、強い不安を抱かせるものである」、⑤「教育会議のテープの提出を事務職員に要求されたことについて、村中は学部および大学構成員に真摯に謝罪するとともに、催告書の撤回を求めらる。」 上記の被告田中による説明と非難は、およそ25分間も続いた。また、被告田中は「(村中の行動は) やってはいけないことだと役員会も判断している。」との事実と反する虚偽の発言をした。 〔教育会議の所管事項と被告田中の行為についての法的評価について〕 1. 教育会議の審議事項は前述(第6項)したとおりである。 2. 被告田中は、教育会議の審議事項から外れる録音テープ 開示依頼問題・催告書問題を報告事項として取り上げた。被告田中の説明のあと1時間ほど議論されたが、会議メンバーの中からは「田中の報告の位置づけがわからない。」「この問題をここで報告することは副学長に連絡してあるのか。」との質問が出たが、被告田中は「そんな必要はない。」と答え、これを無視した。また「渡邊先生がまずいことを言っていないのなら、テープを提出していいのではないか。」「学部長の言っているのは、学部自治でなくて学部長自治なのではないか。」「学長らが村中副学長に謝るよう言ったが村中副学長はそれを拒否したというが、それは事実関係として確認できるのか。」「こういうことをこの場で議論してどんな結論がでるのか。」など被告田中への異論もでた反面、田中擁護の意見も含めて1時間以上も議論は続いた。結局、教育問題を審議すべき教育会議において、審議事項ではない「録音テープ開示問題」等におよそ1時間半の時間が費やされたものである。要するに、被告田中は「学部の自治への不当介入」「発言の自由に対する脅威」という名の下に、教育会議の議長という地位を濫用し教育会議を悪用して、同会議には出席しておらず反論もできない原告村中に対して、一方的で事実と異なる説明を行うことにより間接的に精神的な威圧を加えて、原告村中に謝罪と催告書の取り下げを強要したものである。被告田中が「村中が大学の自治・学部の自治や発言の自由に対する脅威や危険を孕み、かつ大学の秩序を危うくする行為を行った。」と公然と述べることは、教育会議の性質上、その会議で取り上げる必要性ないし必然性がなく、ことさらに原告村中が茨城大学にとって危害をなす危険人物であり、副学長にふさわしくないという印象を構成員に植え付ける目的のために、原告村中に対する個人攻撃を行ったものと評価される。 3. さらに、その行為は同時に出席者が80名にも及ぶ教育会議において、原告村中が学部の自治に介入したという虚偽の事実を公然と摘示して原告村中の社会的名誉を毀損する行為でもあった。
9	18. 11. 22	録音テープ 開示 依頼問題／催 告書問題	原告村中は公務にて欠席したが、事前に学長に対して自分が欠席の時には被告田中の発言は取り上げないで欲しいと要請したが、菊池学長は一方当事者である原告村中の欠席を承知しつつ、報告だけに止めるという条件で被告田中に報告を認めた。しかし、被告田中は学長の条件に反して、資料を配付し、自分の意見を展開した。	評議員懇談 会(教育研究 評議会終了 後)	菊池学長／副 学長2名／財務 担当理事／5 学部長／各学 部2名の評議員 ／学長指名の 評議員／監事 ／学長特別補 佐等(計約20 名)	〔ハラスメントの内容〕 原告村中は、公務により同教育研究評議会に出席できないため「当事者の一方が欠席している場で問題にしないほしい」という要望書を事前に学長に提出していた。ところが被告田中は教育研究評議会終了後、評議員懇談会の場で原告村中不在の場では報告にとどめるべきとの菊池学長の制止や松田農学部長の「全学の問題にもなっていない」との反対発言や白石工学部長の「資料を配っても議論はしないで欲しい」との反対発言を無視して一方的に自ら用意した資料を配布し、逐一それを読み上げて第8項記載の発言と同様に「村中は、大学の自治・学部の自治や発言の自由に対する脅威や危険を孕み、かつ大学の秩序を危うくする行為を行った。」と原告村中を公然と非難した。さらに被告田中は「催告書はあまりに一方的、副学長が雇った弁護士だから副学長の意見を反映している。だから不当だと考え、学部長としての見解を教育研究評議会の構成員全員に公開した。そうでないと不公平になる。」とも発言し、原告村中を執拗に攻撃した。 〔評議員懇談会の性質と被告田中の行為についての法的評価について〕 1. 評議員懇談会は、5学部の評議員から構成される懇親ないし懇談を趣旨とする任意の会合であり、茨城大学の規則にはその存在は規定されていない。当然に、議事録も残されない。 2 「村中は大学の自治・学部の自治や発言の自由に対する脅威や危険を孕み、かつ大学の秩序を危うくする行為を行った。」との被告田中の発言内容は、ことさらに原告村中が危険人物であり、副学長にふさわしくないという印象を評議員らに植え付ける目的のために、懇談会を悪用して原告村中に対して執拗に誹謗中傷を行ったものと評価される。原告村中に対する執拗なハラスメントであり、かつ、原告村中本人が不在で反論の出来ない場での一方的な非難である。さらに、出席者が20名程の懇談会において、原告村中が大学の自治や学部の自治に介入したという虚偽の事実を公然と摘示することは、原告村中の社会的名誉を毀損する行為である。

10	18. 12. 06	録音テープ 開示 要請問題／催 告書問題	11月22日の評議員懇談会 (第9項)の内容について被 告田中は虚偽を交えて詳 細な報告をした。	人文学部教 育会議	人文学部教育 会議メンバー (計84名)	〔ハラスメントの内容〕 被告田中は、9月(第6項)、11月(第8項)に続いて3度目となる「録音テープ開示要請問題」等を人文学部教育会議で取り上げた。被告田中は、公式会議でもなく、また原告村中が出席してもいない11月22日の「評議員懇談会」(第9項)における会議内容を一方的に報告した。被告田中は同報告において①副学長村中は菊池学長との話し合いに応じなかった。②菊池学長も渡邊評議員の発言が名誉毀損に当たるものでなかった等の発言をした。 〔被告田中の行為についての法的評価について〕 1. 被告田中の上記①及び②の発言は、次の点で虚偽である。上記①については、正しくは「学長による調停斡旋の内容が公平公正ではなかったため、原告村中はこれを断った」ということであつた。しかし、被告田中はことさらに原告村中が学長との話し合いに応じなかったとして原告村中に非があるかのような虚偽の発言をした。また、上記②については、正しくは、被告田中が「渡邊の発言として名誉毀損に当たる発言はなかった。そういうことがあつたら自分が止めている。」と文書に書いているので、菊池学長はその旨をオウム返しに発言しただけのことであつた。菊池学長自身は自己の見解として「渡邊の発言が名誉毀損の発言ではなかった」とは述べていない。これが正しい事実であつた。しかし、それを被告田中は「菊池学長も名誉毀損発言はなかったと認めている」かのように虚偽の報告をしたことで、原告村中を著しく不利な立場に陥れたのである。 2. そもそも公式会議ではなく議事録も残されない「評議員懇談会」の会議内容を被告田中が報告しても、被告田中による一方的な報告内容となってしまう危険があり、何も知らない教育会議出席者はその報告内容の真実性を検証せず、被告田中の報告内容を鵠呑みにしてしまう恐れがある。また、懇親ないし懇談を目的とする「評議員懇談会」の内容を人文学部の公式会議である教育会議で報告することの必要性も必然性もない。明らかに、被告田中の発言内容は、教育会議を悪用しての原告村中に対する攻撃であり、一連のハラスメントである。
11	18. 12. 14	被告む田中が 被申立人と なったハラスメント 事件	同事件の処理の仕方を巡 り、被告田中は原告村中 を非難した。	ハラスメン ト防止委員 会(菊池学長 ／副学長2名 ／5学部長で 構成される)	菊池学長／副 学長2名／5学 部長／事務局 長(計9名)	〔ハラスメントの内容〕 被告田中はハラスメント防止委員の1人として同防止委員会に出席していたが、藤井教授の申立に係る被告田中によるハラスメント事件に関し、長時間に亘って①「人文学部で生じたハラスメント事案については、ハラスメント対策委員会(委員長村中)は人文学部長(田中)に対して報告義務があるとハラスメント防止ガイドラインに書かれているが、自分に対して報告がない」、②「3ヵ月を過ぎてもハラスメント対策委員会が結論を出さないのは田中に対するハラスメントである。対策委員長の村中がわざと調査と結論を引き延ばしている。村中対策委員長は、資料を出して人文学部に説明に来い。田中に対して謝罪せよ。」と発言し、原告村中に調査内容の報告と謝罪を要求した。また被告田中は「われわれは調査機関ではない。警察でもないし裁判所でもないし、検察でもない。それなりのことをやれば、一定のところで結論を出すのは当然である。対策委員長として村中はなぜ結論を出さないのか。」「これは3ヵ月過ぎてるだけの問題じゃないんです・・・本質的にこれはとんでもない、これでっち上げなんです。」「まったくの冤罪。」と原告村中を非難し、暗に自分に有利な結論を出すよう原告村中に迫った。調査委員会が十分な調査をしたか否かを被告田中は知り得ないはずであるが、調査委員会が十分な調査報告をしたということを前提にし、原告村中が対策委員会の審議を遅らせていると強く弾劾した。この会議は、およそ35分ぐらいであつたが、その大半は、ハラスメント防止委員会における議題にはなりえない被告田中のハラスメント事案に関する対策委員長原告村中に対する非難と叱責に費やされた。 〔ハラスメント防止委員会の審議事項と被告田中の行為についての法的評価について〕 1. まず、藤井教授の申立に係る被告田中によるハラスメント事件はまだ調査委員会によって継続調査中であり、ハラスメント対策委員会の審議はなされていなかった。ハラスメント防止委員会は、ハラスメントの具体的防止策の策定やハラスメント苦情申立事案についてハラスメント対策委員会の審議結果について審議することを目的としているが、当日のハラスメント防止委員会においては、被告田中のハラスメント事案は調査未了のため審議対象にはなっていなかった。また、そもそもハラスメント苦情申立の被申立人となっている被告田中が、自己が当事者となっている事件に関してハラスメント防止委員会の委員として審議に加わること自体許されないはずである。ところが被告田中はハラスメント防止策が議題となっているさなかに唐突にかつ強引に割り込み、上記の発言に及んだものである。被告田中の発言は、ハラスメント防止委員の立場を完全に逸脱しており、かつその発言内容も原告村中に対する根拠のない誹謗中傷であり、到底是認できない。 2. 被告田中は、ハラスメント調査委員会による調査結果および内容についてはハラスメント対策委員会が学部長である被告田中に対して「報告すべき義務があるとハラスメント防止ガイドラインに書かれている」と主張しているが、同ガイドラインには学部長への報告義務の記載はない。被告田中は、自分のハラスメント事案を人文学部の事案であるから学部長である自分に報告義務があるという事実と反する主張をして、調査報告についての情報を不当に入手しようとしている。つぎに、同調査委員会による調査が不十分であると判断される場合には、同対策委員会は同調査員会に調査の継続を依頼することができ、かつ、その調査は事件の複雑性・隠蔽性などの理由によって3ヶ月で調査が完了できなくてもやむを得ないケースもある。被告田中の事案については、同調査委員会の調査が不十分であつて継続調査となつたものであり、違法性はない。 3. 被告田中は原告村中が調査を引き延ばしていると中傷するが、何の根拠もない被告田中の言いがかりに過ぎない。以上のハラスメント防止委員会の会議中における被告田中の要求は明らかに不当要求であり、ハラスメント防止委員会の審議を悪用した原告村中に対する一連の個人攻撃である。同時に、原告村中が故意に調査を引き延ばしているという虚偽の事実を公然と摘示して原告村中の社会的名誉を毀損したものである。

12	18. 12. 21	録音テープ 開示 依頼問題／催 告書問題	被告田中が再度「催告 書」問題を取り上げた。	評議員懇談 会(教育研究 評議会終了 後)	菊池学長／副 学長2名／5学 部長／財務担 当理事／各学 部2名の評議員 ／学長指名の 評議員／監事 ／学長特別補 佐等(計約20 名)	〔ハラスメントの内容〕 教育研究評議会の終了間際に、被告田中は評議会議長を兼任する学長に対して、再び、「今日は村中副学長が出席しているのだから「催告書問題」を議論してもらいたい。」ともちかけた。学長は気乗りがしないまま評議会を終了して懇談会を開催し、被告田中の要求に応じようとしたので、原告村中は「催告書問題」等を教育研究評議会で行き上げることはそもそも教育研究評議会の議題の対象にはならないので、懇談会でもこれを取り上げることは止めて欲しいこと、既に自分のいないところで議論されて議論の方向性が決まってしまうことは不公平であることなどを内容とする文書を前もって菊池学長に送っておいたので、同懇談会の席上でその旨を説明して、懇談会を退席した。被告田中はこの懇談会の様子を次回の教育会議(第13項)において報告したので、被告田中がその後の懇談会において、原告村中を誹謗中傷し、副学長の退任を要求したことは明らかである。 〔評議員懇談会の性質と被告田中の行為についての法的評価について〕 1. 前述のとおり、評議員懇談会は5学部の評議員から構成される懇親ないし懇談を趣旨とする任意の会合であり、茨城大学の規則にはその存在は規定されていない。当然議事録も残されない。 2. 被告田中が原告村中を懇談会において誹謗中傷し、副学長の退任を要求したことは、懇談会を悪用した原告村中に対する執拗なハラスメントであり、かつ原告村中の社会的名誉を毀損する行為であった。
13	19. 01. 17	録音テープ 開示 依頼問題／催 告書問題	被告田中は18. 12. 21の評 議員懇談会(第12項)の内 容を詳しく報告し、次い で原告村中が申し立てた 人文教育会議の会議内容 に関する情報開示請求に ついて報告した。	人文学部教 育会議	人文学部教育 会議メンバー (計84名)	〔ハラスメントの内容〕 1. 被告田中は教育会議において、4たび、「テープ開示依頼問題」等を取り上げ、12月18日に開催された「評議員懇談会」(第12項)の内容を一方的に報告したが、その報告において、被告田中は「(村中は)重大な事態を招いた責任を取って、自ら進退を考えるのがよいと(田中が学長に)進言する」と被告田中が述べ、他の参加者から「催告書の送付など、大学あるいは学部自治と言論の自由に対する挑戦であり、・・・これでは、到底大学の構成員が言いたいことを言えなくなってしまう恐れがある。」「総合英語問題ではなく、問われているのは人文学部教育会議のテープを職員に要求した行為責任である」、「大学としては嘆かわしいことだ。副学長は、その人事に適任かどうか考えるべきだ」等の発言があったことを明らかにした。自分の意見および他の人々の意見を紹介しながら、原告村中を強く非難するとともに、「副学長として適切と言えるかどうか再考する必要がある。」という趣旨の発言を学長が行ったとの報告をしつつ、原告村中を執拗に非難した。 2. 続けて被告田中は、渡邊の発言を記録した録音テープに関し、名前を出さなかったもののその報告内容から氏名を特定出来る形で、原告村中が茨城大学に対してその録音テープの開示を求める情報開示請求を申し立てたことについて報告した。 〔被告田中の行為についての法的評価について〕 1. 被告田中が教育会議において、「原告村中は責任をとって辞任すべきである」旨の発言をしたことの法的評価については、前述したとおりであるが、菊池学長が実際に「副学長として適切と言えるかどうか再考する必要がある。」と述べたかどうかは不明である。また、議事録もないため懇談会の参加者の発言や意見が正しく正確に引用されているかどうかを確認しようがない状況の下で、被告田中が懇談会の参加者の発言等を披瀝しながら、公の場で原告村中を非難することは悪質である。前述したとおり、何も知らない教育会議出席者はその被告田中の報告内容の真実性を検証せず、その報告内容を鵜呑みにしてしまう恐れがあるからである。また、いわば懇談会という私的な場での会話を自らの意見を正当化するために引用するにしても当事者の了解もなく引用するものであって、この点も問題である。 2. 前述したとおり、原告村中は録音テープを出すよう「催告書」を被告田中に送付し、その後大学宛て同様の内容の催告書を送ったところ、菊池学長は原告村中に情報公開請求をすることをアドバイスしたので、原告村中はそれに従い情報公開の請求をした。ところが、被告田中は請求人の氏名こそ出さなかったが、その氏名が特定できるような情報公開請求の中身や審議状況、自分の考え、委員名等を明らかにし、この情報公開請求そのものが不当であるかのような説明をした。情報公開委員会(被告田中が同委員会委員を兼務)の審議内容が、学生の教育や学生問題を扱う教育会議で報告されるのは不適切であり、これは教育会議の議長として同会議を主催する被告田中による議長権限の濫用である。録音テープの開示を阻止したい意向を持つ被告田中による原告村中に対するハラスメントの一環である。録音テープによって渡邊の発言内容が原告村中の名誉を毀損するものであることが確認されると、被告田中は不利な立場に追い込まれてしまうため、録音テープの開示を何としても阻止したいが為に、原告村中が情報開示請求したことを公にして、自らの見解の正当性を教育会議において再三に亘ってアピールしたものである。しかも、被告田中の行為は情報公開委員会委員としての守秘義務に違反しているおそれが強い。被告田中は守秘義務違反を犯してまでも、教育会議を悪用して原告村中に対するハラスメントを執拗に行ったものである。なお、守秘義務違反の恐れがあることについては、原告館山が申立人となり、苦情の申し立てを行った。

14	19. 01. 18	録音テープ 開示 依頼問題／催 告書問題	被告田中は、教育研究評 議会という公式会議の席 上で、繰り返し原告村中 を攻撃した。	教育研究評 議会	菊池学長／副 学長2名／5学 部長／財務担 当理事／各学 部2名の評議員 ／学長指名の 評議員／監事 ／非常勤理事 ／学長特別補 佐、事務方等 (計約35名)	〔ハラスメントの内容〕 被告田中は、教育研究評議会における報告事項が終了し、議長(学長)が教育研究評議会を閉じようとしたところ、「例のテープ問題と催告書問題について発言したい」と強引に割って入り、テープ開示依頼問題等を11月、12月に引き続いて取り上げるよう要求した。しかも、学長が懇談会に移行する暇を与えず、力づくで教育研究評議会において議論を開始した。評議員懇談会とは異なり、教育研究評議会は審議事項が国立大学法人法に規定されており、被告田中はその審議事項にない問題を取り上げさせた。この会議において、被告田中は、原告村中に対して、これまでと同様に①「役員会に相談せずに弁護士を介して問題を外部化した。」、②「副学長としてあるまじき行為である。」、③「大学全体に重大な問題を引き起こしている。」、④「学長および他の役員のみなさんが一致して要求されていた陳謝、謝罪と催告書の取り下げを、なぜしなかったのか」、⑤「大学の機能不全を引き起こす形で副学長として平然としている。」、⑥「もしこれがスキャンダルとして、外部に知れるようなことがあれば大変な大学のダメージになる。」、⑦「謝罪ができなければみずからの進退を自ら考えていただきたい。」、⑧「勝手ですね。本当にジコチューだね。」、⑨「人格権関係ないです。」等の非難を繰り返し、副学長の辞任を繰り返し強要した。また、被告田中は次のような発言をした。⑩「催告書は、副学長とその代理人によるねつ造であり、それこそが名誉毀損である。これは恫喝だ。」、⑪「大学人として教育担当としてあるまじき行為であるから謝罪せよ。謝罪しないのであれば、副学長を辞任せよ。謝罪しないのなら、なぜ自ら身を引かないのか。副学長職にしがみついている。」、村中が「まずいことをやっているのなら「解任要求」を出していただきたい。」と言うと被告田中は⑫「そんなこと言っていない。責任をとって自ら辞める。」と再三にわたってしつこく辞任を要求した。この原告村中に対する執拗な弾劾は、およそ1時間25分も続き、その前の審議事項および報告事項に費やされた1時間15分を超えるものであった。また、この間の被告田中の発言は80回を超え、対話や意見交換を強要しながらの問責糾弾であり、冒頭の原告村中に対する非難は10分近くにも及んだ。既述のように、原告村中の催告書に対し、学長は情報開示請求への示唆をしていたことから、「学長や役員全員が原告村中に謝罪と催告書の取り下げ要求をしている」との被告田中の主張は事実と反している。 ----- 〔教育研究評議会の性格と被告田中の行為についての法的評価について〕 1. 教育研究評議会は、(1)学則その他教育研究に係る重要な規則の制定改廃に関する事項、(2)教員の人事に関する事項、(3)教育課程の編成に関する方針に係る事項などを審議する公的機関である(規則第4条、国立大学法人法第21条)。副学長辞任要求に関する事項は審議することはできない。同規則に辞任要求に関する事項を審議できるとの規定はない。 2. 被告田中による上記要求は教育研究評議会における会議の目的から完全に逸脱しており、被告田中は教育研究評議会をも悪用して、原告村中に対する個人攻撃や糾弾を行ったものであり、被告田中による原告村中に対する一連のハラスメントである。被告田中は原告村中を辞任させることで自らの正当性を確かなものにしようとする意図で、原告村中の辞任を強要したものと評価できる。また、事務方を含めて参加者が総勢35名を超える公の会議における虚偽事実を公然と摘示しての非難と糾弾は、名誉毀損である。
----	------------	----------------------------	---	-------------	---	---